

総務建設委員会会議録

開閉日時 令和6年3月12日（火） 午前10時00分～午前10時07分

会 場 高浜市議場

1. 出席者

3番 神谷 直子、 4番 杉浦 康憲、 5番 野々山 啓、
7番 福岡 里香、 8番 岡田 公作、 10番 北川 広人、
14番 黒川 美克、
オブザーバー
副議長（2番） 荒川 義孝

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

1番 橋本 友樹、 6番 今原ゆかり、 9番 長谷川広昌、
11番 鈴木 勝彦、 12番 柴口 征寛、 13番 倉田 利奈、
一般2名

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、総務部長、
市民部長、市民窓口GL、経済環境GL、税務GL、
都市政策部長、都市計画GL、防災防犯GL、上下水道GL

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- (1) 議案第5号 高浜市税条例及び高浜市国民健康保険税条例の一部改正について
- (2) 議案第6号 高浜市上水道事業給水条例等の一部改正について
- (3) 議案第7号 高浜市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- (4) 議案第8号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- (5) 議案第9号 高浜市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正について

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 本日、委員会の傍聴の申し出がありましたので、高浜市議会委員会条例第19条第1項の規定により傍聴を許可しましたので御了承願います。

ただいまの出席委員は全員であります。

よって、本委員会は成立いたしましたので、これより総務建設委員会を開会いたします。

市長挨拶

委員長 去る3月5日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、議案5件であります。

当委員会の議事は、議案付託表の順序により逐次進めてまいります。

次に、本委員会記録の署名委員の指名については、副委員長の神谷直子委員を指名いたします。

それでは、当局のほうから説明を加えることがあればお願いします。
説（総務部） 特にございません。よろしく願いいたします。
委員長 これより質疑に入ります。

《議 題》

(1) 議案第5号 高浜市税条例及び高浜市国民健康保険税条例の一部
改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第5号の質疑を打ち切ります。

(2) 議案第6号 高浜市上水道事業給水条例等の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問(4) 1点確認をお願いします。

こちら所管の省庁が変わっただけということだと思いますが、厚労省から国土交通省に変わったということで、実務に何か影響があるのか教えていただきたいと思います。

答(上下水道) 今回の改正としましては、現在水道行政を所管しております厚生労働省から、ハード部分に関しましては国土交通省に事務が移管、水質につきましては環境省に事務が移管されるということですので、所管が変わったことによって実務に影響があるということは特にないと考えております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第6号の質疑を打ち切ります。

(3) 議案第7号 高浜市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正
について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第7号の質疑を打ち切ります。

(4) 議案第8号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につ
いて

委員長 質疑を行います。

問(5) 今回の条例改正についてですが、団員さんへの周知はされる
かと思うんですけども、どういった周知をされるのか。

また、機能別消防団員さんへもこれが該当するのかについてお聞かせ
ください。

答(防災防犯) 周知の方法につきましては正副分団長会議、各分団の
会議のほうで周知を図ってまいりたいと思っております。

また、機能別消防団についても適用されると考えております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第8号の質疑を打ち切ります。

(5) 議案第9号 高浜市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正

について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第9号の質疑を打ち切ります。

以上で、本委員会に付託された案件の質疑は終了いたしました。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありません。

《採 決》

- (1) 議案第5号 高浜市税条例及び高浜市国民健康保険税条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (2) 議案第6号 高浜市上水道事業給水条例等の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (3) 議案第7号 高浜市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (4) 議案第8号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(5) 議案第9号 高浜市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正
について

挙手全員により原案可決

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。

お諮りいたします。

審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして総務建設委員会を閉会します。

委員長挨拶

終了 午前10時07分

総務建設委員会委員長

総務建設委員会副委員長